

# 平成27年1月以後の相続について 相続税が増税されます

## どんな風が変わったの？

基礎控除が4割カットされます。これにより今まで相続税と関係なかった人も相続税の申告対象となる方が増えます。

相続人が3人の場合、財産が  
**4800万円**を超えると申告が必要です。

## 相続対策ってどうやってするの？

- アパート建築などによって、財産の評価を下げる
- 贈与などによって、財産の額を減らす
- 生命保険などによって、納税資金の対策をする
- 公正証書の遺言書を作る



など 個々のご希望に沿った対策・提案・お手伝いをします。



## 相続対策っていつごろするのがいいの？

早い段階から相続対策に取り組むことで、大きな効果が生まれます。直前にできることもあります。

ご相談は無料です。お気軽にどうぞ

(財産目録・申告書の作成などの具体的な作業は有料となります)



よつば会計

税理士

中田 誠治

税理士

錦織 慶典

税理士

平井 篤志

税理士

檜山 高志

税理士

手嶋 豪紀

TEL 082-234-0130 FAX 082-234-0124

E-mail [info@yotsuba-kaikei.co.jp](mailto:info@yotsuba-kaikei.co.jp)

<http://www.yotsuba-kaikei.co.jp/>